

名誉会員に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、定款に規定する法人の構成員(第5条3項)に関し必要な事項を定める。

(推薦と推挙)

第2条 名誉会員は原則として第3条に合致する者について、表彰者選考委員会の選考に基づき、理事会の承認を得て会長が推挙する。ただし、緊急処理を要する場合は、表彰者選考委員長が会長と合議のうえ決定することができる。この場合は事後に理事会の承認を必要とする。

(推薦の基準)

第3条 以下のいずれかの要件を満たし、名誉会員として永年、会の名誉を担うべき者。

- (1) 長期にわたり協会の発展に功労があった者。
- (2) 当協会の目的達成に多大な貢献をした者。

(権利と義務)

第4条 名誉会員は同時に正会員であることができる。

2 名誉会員は自由に諮問委員会に出席することができる。

3 名誉会員は、当協会の名誉を傷つけ、また名誉会員としてふさわしくない行為をしてはならない。

(附則)

1. この規程の改訂は、理事会にて行う。
2. この規程は、1978年から施行。
3. 2011年5月12日の理事会で改訂し、一般社団法人の登記日から施行する。